

## 岡山県動物救護現地対策チーム設置規程

施行 平成30年3月22日

### (名 称)

第1条 この組織の名称は、岡山県動物救護現地対策チーム（以下、「現地チーム」という。）とする。

### (目 的)

第2条 現地チームは、被災現場において被災した動物を保護・収容し、適切な管理等を行うことができるよう、現地における実務の中心を担うものとする。

### (事 業)

第3条 現地チームは、第2条の目的を達成するために、被災市町村との連携を図りながら、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被災動物の保護、管理及び治療
- (2) 保護した被災動物の情報管理及び広報
- (3) ボランティアの受付及び人材管理
- (4) 支援物資の受付及び管理
- (5) その他、目的を達成するための活動として現地チームリーダーが認めるもの

### (構 成)

第4条 現地チームは、次の団体をもって構成する。

- (1) 公益社団法人岡山県獣医師会
- (2) 公益財団法人岡山県動物愛護財団
- (3) 岡山県
- (4) その他、現地チームリーダーが必要と認めた団体

### (役 員)

第5条 現地チームに次の役員を置く。

- (1) チームリーダー 1名
- (2) 副チームリーダー 1名

2 チームリーダーは救護本部長が指名する者とし、副チームリーダーはチームリーダーが指名する者を充てる。

3 役員任期は、現地チームの活動期間終了日までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 チームリーダーは、現地チームを代表し、事業を総理する。

2 副チームリーダーは、チームリーダーを補佐するとともに、チームリーダーに事故等があり職務を遂行できない場合にはその職務を代行する。

(現地チーム会議の招集)

第7条 チームリーダーは、第3条に掲げる事業を行うため、現地チーム会議を招集することができる。

2 現地チームの議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合はチームリーダーの決するところによる。

(救護本部等との連携)

第8条 現地チームは、その活動を円滑に実施するため、救護本部・動物愛護団体等と密接に連携する。

(事務局)

第9条 現地チームの事務局は、動物愛護センターに置くものとする。

(現地チームの設置及び活動期間)

第10条 現地チームは、救護本部の指示により設置する。

2 現地チームの活動期間は、設置された期日から救護本部で定めた期日までとする。期日の延長についても、救護本部からの指示による。

(その他)

第11条 これに定めるもののほか、現地チームの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年3月22日から施行する。